

別表第3 削除

別表第4（第4条関係）

級 別 標 準 職 務 表

ア 福祉総合職給料表

職務の級	職 務 の 内 容
1 級	定型的な業務を行う者の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う者の職務
3 級	1 主任の職務 2 前号のほか、会長が指定する職の職務
4 級	1 主査の職務 2 統括主任の職務 3 前各号のほか、会長が指定する職の職務
5 級	1 課長補佐の職務 2 副主幹の職務 3 所長の職務 4 困難な業務を所掌する主査の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務
6 級	1 困難な業務を所掌する課長補佐の職務 2 困難な業務を所掌する副主幹の職務 3 所長の職務 4 前各号のほか、会長が指定する職の職務
7 級	1 次長の職務 2 課長の職務 3 主幹の職務 4 困難な業務を所掌する所長の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務
8 級	1 事務局長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う次長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主幹の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務
9 級	1 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務局長の職務 2 前号のほか、会長が指定する職の職務

イ 医療職給料表

職務の級	職 務 の 内 容
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う保健師の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務
4 級	1 主査の職務 2 統括主任の職務 3 前各号のほか、会長が指定する職の職務

別表第 5（第 11 条関係）

管 理 職 手 当 表

給料表の適用区分	職	手当の額
福祉総合職給料表	9 級の職務にある者の職	104, 200 円
	8 級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	94, 000 円
	8 級の職務にある者の職のうち、会長が別に定める職	82, 200 円
	7 級及び 8 級の職務にある者の職（8 級の職務にあっては、会長が別に定める職に限る。）	77, 400 円
	5 級及び 6 級の職務にある者の職（5 級の職務にあっては、会長が別に定める職に限る。）	62, 300 円

別表第6（第16条関係）

特殊勤務手当表

手当の種類	勤務内容		手当額	備考
特殊勤務手当	(1) 車両の運転整備に従事した場合	大型バス	日額 150円	
		マイクロバス	日額 120円	
		会長が別に定める車両	日額 100円	
	(2) 12月29日から翌年1月3日までに勤務した場合		1時間につき 800円	
	(3) 24時間対応の事業に係る相談対応のため、業務時間外に事業用携帯電話を携行して自宅等で待機した場合（権利擁護センター事業に限る。）	ア 午後5時15分から午後12時まで	1回につき 250円	
		イ 午前零時から午前8時30分まで	1回につき 250円	
		ウ 午前零時から午後12時まで	1回につき 500円	
	(4) 24時間対応の事業に係る相談対応のため、業務時間外に事業用携帯電話を携行して自宅等で待機した場合（権利擁護センター事業以外の事業）	ア 午後5時15分から午後12時まで	1回につき 500円	
		イ 午前零時から午前8時30分まで	1回につき 500円	
		ウ 午前零時から午後12時まで	1回につき 1,000円	

別表第 7（第 21 条の 2 関係）

管理職員特別勤務手当

ア 休日に勤務した場合の表

給料表の適用区分	職	支給額
福祉総合職給料表	9 級の職務にある者の職	10,000 円
	8 級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	10,000 円
	8 級の職務にある者のうち、会長が別に定める職	8,500 円
	7 級の職務にある者の職	8,500 円
	5 級及び 6 級の職務にある者の職	7,000 円

イ 休日以外の日勤務した場合の表

給料表の適用区分	職	支給額
福祉総合職給料表	9 級の職務にある者の職	5,000 円
	8 級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	5,000 円
	8 級の職務にある者のうち、会長が別に定める職	4,300 円
	7 級の職務にある者の職	4,300 円
	5 級及び 6 級の職務にある者の職	3,500 円

